

狛江市健康と長寿を祝う会芸能委託事業者選定実施要項

1. 業務概要

(1) 業務名

狛江市健康と長寿を祝う会芸能委託

(2) 業務内容

① 狛江市健康と長寿を祝う会の芸能公演に関する企画立案

式典 (15分)

休憩時間等 (15分)

芸能公演 (歌謡ショー) (60分)

第1部

時間	行程
10:00	入場
10:30~10:45	式典
10:45~10:50	警察による 普及啓発
10:50~11:00	休憩時間等
11:00~12:00	芸能公演
12:00~12:30	退場

第2部

時間	行程
14:00	入場
14:30~14:45	式典
14:45~14:50	警察による 普及啓発
14:50~15:00	休憩時間等
15:00~16:00	芸能公演
16:00~16:30	退場

② 出演者の手配

・全体司会者 (1名)

・芸能公演 (歌謡ショーとものまね等) に係る出演者 (2組)

③ 健康と長寿を祝う会の実施準備

④ 健康と長寿を祝う会の運営 他

(3) 実施日

令和8年9月26日 (土)

(第1部) 10:00~12:00

(第2部) 14:00~16:00

(4) 実施場所

エコルマホール (狛江市民ホール: 東京都狛江市元和泉一丁目2番1号)

2. 選定方法

公募型プロポーザル方式

3. 事業費上限額

金 1,620,000 円 (税込)

4. 参加資格要件

プロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) プロポーザル参加申込書提出時において、狛江市の競争入札参加資格を有していること。
- (2) 過去 10 年以内に、地方公共団体より芸能委託を受託した実績又は本業務と類似する業務（地方公共団体から直接受託したものに限り）を受託した実績があり、当該受託業務を滞りなく履行した実績を有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 狛江市指名停止基準（平成 10 年 7 月 27 日市長決裁）による指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 狛江市契約における暴力団等排除措置要項（平成 25 年 3 月 29 日要綱第 49 号）別表に規定する措置要件に該当しないこと。

5. 参加申込

(1) 提出書類

①プロポーザル参加申込書（様式第 1 号）

②参加事業者概要表（様式第 2 号）

③履行実績書（様式第 3 号）

※業務実績を証明するもの（契約書の写しなど）を添付すること。

④企画書（任意様式）

※派遣を行う人員の活動実績を添付の上、健康と長寿を祝う会をどのような会とすることができるか、具体的な例を記載すること。

⑤見積書及び見積内訳書（任意様式）

(2) 提出期限

令和 8 年 5 月 27 日（水）午後 5 時（必着）

(3) 提出方法

①下記（4）に示す提出先への持参又は郵送

※郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。

※持参する場合は、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（期限最終日であっても、午後 5 時まで）とする。

②電子申請での提出 URL：<https://logoform.jp/form/SuTL/1559124>

※電子申請での受付は、期限最終日午後 5 時までとする。



(4) 提出先

狛江市福祉保健部高齢障がい課高齢者支援係（狛江市役所本庁舎2階）

担 当：松元

住 所：〒201-8585 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

電 話：03-3430-1251

メール：koushikkr@city.komae.lg.jp

6. 質疑応答

(1) 質問方法

質問書（様式第4号）に質問内容を記載の上、5－（4）に示す提出先へメールで送付するものとする。

なお、メールの件名は「狛江市健康と長寿を祝う会芸能委託に関する質問」とすること。

(2) 受付期間

令和8年5月20日（水）午後5時まで

(3) 回答方法

質問に対する回答は、随時回答し、狛江市ホームページ上で公表する。なお、質疑を行った事業者名は公開しない。

7. 辞退

参加を辞退するときは、辞退届（様式第5号）を記載の上、速やかに5－（4）に示す提出先へメールで送付するものとする。

8. 審査方法

(1) 審査方法

「健康と長寿を祝う会検討会議」において参加事業者によるプレゼンテーション審査を実施する。審査は、別途定める審査基準に基づき採点した点数を集計する総合加点方式で審査を行い、得点が満点の60%以上の参加事業者から最も得点の高い参加事業者を契約候補者として選定するものとする。ただし、いずれの参加事業者も満点の60%以上の得点を得られなかった場合については、別に日程を設定の上、再度参加事業者の募集を行うものとする。

なお、参加事業者が4者を超える場合は、狛江市福祉保健部高齢障がい課において一次審査（書類審査）を行い、上位4者を二次試験（プレゼンテーション審査）の対象とする。

(2) プレゼンテーション審査実施日

令和8年6月上旬※令和8年度第1回健康と長寿を祝う会検討会議にて決定する予定
※時間帯の詳細は一次審査の結果とともに令和8年5月29日（金）までに通知する。

(3) プレゼンテーションの内容

15分以内で企画書の内容について口頭説明を行った後、10分以内で質疑応答の時間を設ける。

(4) 結果の通知

一次審査の結果は、令和8年5月29日（金）までに各参加事業者に自己の結果のみメールで通知する。

プレゼンテーション審査の結果は、令和8年6月下旬に各参加事業者に自己の結果のみメールで通知する。

(5) 注意事項

- ・会場への入室については、参加事業者につき説明者を含め3人以内とする。
- ・プレゼンテーションの順番は、原則として参加申込書の受付順とする。
- ・準備等により予定開始時間が過ぎた場合は所要時間に含める。
- ・指定した時間に遅れる場合は失格とする。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

9. 契約の締結

審査の結果、最も点数を獲得した事業者を第1契約候補者として、契約内容について協議、調整等を行い、特命随意契約により委託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、提案内容の一部を変更する場合がある。

また、当該事業者が辞退したとき又は協議が整わなかったときは第1契約候補者に次ぐ点数を獲得した事業者を第2契約候補者として上記の手続きを行うものとする。

10. 実施スケジュール（予定）

項目	実施日
プロポーザル応募開始	令和8年5月13日（水）
質問受付期限	令和8年5月20日（水）
提出書類の提出期限	令和8年5月27日（水）
一次審査（書類審査）	令和8年5月29日（金）
二次審査（プレゼンテーション審査）	令和8年6月1日（月）
審査の結果通知	令和8年6月下旬（予定）
契約締結	令和8年7月上旬（予定）

11. 失格事項

次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、参加を失格とする。

- (1) 本要項に示された条件等に適合しなかったとき。
- (2) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。
- (3) 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されていたとき。

- (4) 提出書類に許容された表現方法以外の表現方法が用いられていたとき。
- (5) 提出書類に虚偽の内容が記載されていたとき。
- (6) 健康と長寿を祝う会検討会議委員又は関係者に不正な方法で援助を直接的又は間接的に求めたとき。
- (7) 著しく社会的信用を損なう行為等により、委託事業者としてふさわしくないと市が判断したとき。

12. その他

- (1) 提出書類の作成・提出等一切の経費は、いかなる場合においても参加事業者の負担とし、提出書類は返却しない。
- (2) 提出期限後の提出書類の提出及び差し替えは認めない。
- (3) 採用された企画書については、内容の一部変更を指示することがある。
- (4) 本業務により得られた成果品及び全ての権利は、狛江市に帰属するものとする。
- (5) 審査に係る問い合わせには応じない。
- (6) 審査に関して異議を申し立てることはできない。
- (7) この要項に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。
- (8) このプロポーザルに参加した者は、この実施要項に同意したものとみなす。

13. 担当及び問い合わせ先

狛江市福祉保健部高齢障がい課高齢者支援係（狛江市役所本庁舎2階）

担 当：松元

住 所：〒201-8585 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

電 話：03-3430-1251

メール：koushikkr@city.komae.lg.jp